○経済産業省令第十三号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二十八条の四十五第三号及び第二十八条の四十六第一項後段の規定に基づき、並びに同項及び同条第四項の規定を実施するため、広域的運営推進機関に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月十六日

経済産業大臣　宮沢　洋一

広域的運営推進機関に関する省令の一部を改正する省令

広域的運営推進機関に関する省令（平成二十六年経済産業省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「様式第十二」を「様式第十五」に改め、同条を第十六条とする。

第十二条中「様式第十一」を「様式第十四」に改め、同条を第十五条とし、第十一条の次に次の三条を加える。

（送配電等業務指針）

第十一条　法第二十八条の四十五第三号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　卸電気事業者が維持し、及び運用する電線路の能力の向上に関する事項

二　受電用の設備と一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続に関する事項

三　電気の安定供給を確保するために必要な発電用の電気工作物の設置に関する事項

四　一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路の運用に関する事項

五　前各号に掲げるもののほか、一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路に関する情報の公開に関する事項その他送配電等業務の実施に関する事項

（送配電等業務指針の認可の申請）

第十三条　推進機関は、法第二十八条の四十六第一項前段の認可を受けようとするときは、様式第十一の送配電等業務指針認可申請書に送配電等業務指針を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　推進機関は、法第二十八条の四十六第一項後段の変更の認可を受けようとするときは、様式第十二の送配電等業務指針変更認可申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

3　推進機関は、法第二十八条の四十六第一項後段の変更の認可を受けたときは、当該変更後の送配電等業務指針を経済産業大臣に提出しなければならない。

（送配電等業務指針の軽微な変更）

第十四条　法第二十八条の四十六第一項後段の経済産業省令で定める軽微な事項は、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の送配電等業務指針の内容の実質的な変更を伴わない事項とする。

2　推進機関は、法第二十八条の四十六第四項の規定により変更した送配電等業務指針の届出を行おうとするときは、様式第十三の送配電等業務指針変更届出書に当該変更後の送配電等業務指針を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

様式第十二中「第13条関係」を「第16条関係」に改め、同様式を様式第十五とする。

様式第十一中「第12条関係」を「第15条関係」に改め、同様式を様式第十四とし、様式第十の次に次の三様式を加える。

様式第11（第13条関係）

送配電等業務指針認可申請書

年　月　日

経済産業大臣殿

広域的運営推進機関
理事長　㊞
住　所

電気事業法第28条の46第１項前段の規定に基づき、送配電等業務指針の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1　送配電等業務指針の概要

2　送配電等業務指針の認可を申請するまでの経過の概要

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第12（第13条関係）

送配電等業務指針変更認可申請書

年　月　日

経済産業大臣殿

広域的運営推進機関
理事長　㊞
住　所

電気事業法第28条の46第１項後段の規定に基づき、送配電等業務指針の変更の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1　変更しようとする内容

2　変更しようとする年月日

3　変更しようとする理由

4　送配電等業務指針の変更の認可を申請するまでの経過の概要

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第13（第14条関係）

送配電等業務指針変更届出書

年　月　日

経済産業大臣殿

広域的運営推進機関
理事長　㊞
住　所

別添のとおり送配電等業務指針を変更したので、電気事業法第28条の46第４項の規定に基づき、届け出ます。

記

1　変更した内容

2　変更した年月日

3　変更の理由

4　変更した送配電等業務指針を届け出るまでの経過の概要

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

附　則

この省令は、電気事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第七十四号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

告　示

○消費者庁告示第二号

消費者安全法施行令（平成二十一年政令第二百二十号）第九条第四項の規定に基づき、消費者安全法第四十六条第二項の規定により都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村の長が行うこととする事務の範囲及びその事務を行う者を定める告示（平成二十五年消費者庁告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月十六日

消費者庁長官　板東久美子